

在宅医療地域連携体制構築助成事業 実施概要

事業の目的

本事業は、岐阜県における在宅医療・介護連携体制の構築を推進することを目的とする。各地域医師会が主導し、在宅医療を担う医師の連携体制の強化や、在宅医療を実践する医師の拡充、市町村の連携拠点および多職種との協働を図るものである。これにより、地域の実情に応じた効果的な連携体制の構築を支援する。

実施内容

地域医師会が実施する検討会等の開催経費を補助し、在宅医療を実施する複数の医療機関と連携拠点の体制構築のための活動費を助成する。

1. 実施期間

実施期間：令和7年6月13日（金）から令和8年3月20日（金）まで

※上記期間内に完了し、報告書を提出してください。

2. 対象者（事業実施者）

地域医師会長

3. 検討会等の内容（テーマ例）

本事業の補助対象となる検討会等は、在宅医療を実施する複数の医師（医療機関）の連携体制の構築や拡大をテーマとしたもの。

- ① 地域における医療機関の在宅医療連携体制構築に向けた課題抽出や解決策の検討
- ② 在宅医療を担う医療機関の拡充、及び連携促進に関する検討
- ③ 複数医師グループと市町村連携拠点が連携体制を構築・強化するための検討
- ④ 複数医師グループと後方支援病院との連携体制構築のための検討
- ⑤ その他、岐阜県医師会が適当と認める検討会、研修会、勉強会

4. 実施方法

- ① 事業実施者は検討会等の開催2週間前までに「実施計画書（様式1）」を岐阜県医師会に提出する。
- ② 岐阜県医師会は、提出された計画書を協議し、実施の可否を判断する。
- ③ 検討会終了後1週間以内に「実施報告書（様式3）」を岐阜県医師会に提出する。
※ 報告書には、意見・課題・成果・効果・連携体制構築の可能性等を記載すること。
- ④ 岐阜県医師会は、報告書受領後に経費の支払いを行う。

5. 経費について

対象経費：研修実施に必要な賃金、謝金、旅費、消耗品費、会議費、使用料、賃借料、通信運搬費、印刷製本費 ※報告書とともに領収書のコピーを添付する。

補助上限額：各地域15万円（※1団体15万円以内で、複数回の会議開催を申請することは可能）

6. 留意事項

予算の上限に達した時点で、本事業は終了する。